第一種フロン類回収業者登録（登録の更新）申請について

１　登録（登録の更新）申請書（様式第１）

２　手数料（県証紙貼付）

　　新規申請：６，０００円　　更新申請：４，０００円

３　添付書類

（１）本人を確認する書類

　ア　個人の場合：発行日より３ヶ月以内の住民票（外国人にあっては外国人登録証明書）の写し

　イ　法人の場合：発行日より３ヶ月以内の登記事項証明書

（２）フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類

　ア　自ら所有している場合

　　購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のいずれかの写し

　イ　自ら所有権を有していない場合

　　借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し

（３）フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

　次の項目についての取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

　ア　フロン類回収設備の種類

　①ＣＦＣ用　②ＨＣＦＣ用　③ＨＦＣ用

　④ＣＦＣ・ＨＣＦＣ兼用　⑤ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用　⑥ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用

　⑦ＣＦＣ・ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用　のいずれか。

　イ　フロン類回収設備の能力

　①２００ｇ／ｍｉｎ未満

　②２００ｇ／ｍｉｎ以上　のいずれか。

（４）欠格要件に該当しないことを証する書面

　法第１１条第１項各号に該当しない者であることを誓約した書面（別紙）

（５）複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請書の「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し記載した書類

（６）参考書類

　十分な知見を有する者として、フロン類の回収に携わる者が所有する資格等の関係資料

４　提出部数及び提出先

（１）和歌山市又は和歌山県外にあっては、県環境管理課へ１部提出。

（２）その他の地域にあっては、管轄保健所へ２部提出。